

広島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二の三第一項の規定により、
指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令
第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二
十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和八年二月二日

広島県教育委員会
教育長 篠 田 智 志

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	入等の内容	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間
株式会社ペイジ メント	東京都渋谷区円山町一九番号	令和八年一月六日	納付事務に係る歳入等の内容	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間
広島県公立高等学校入学者選抜料	広島県公立高等学校	令和八年一月二二日から同年三月三日まで		